平成２８年（フ）第１４号
高知県高岡郡椙原町太郎川3651番地２
債務者　松尾　俊明
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２８年（フ）第１２７号
富山市向新庄町２丁目14番20―211号　リバイタルハイツ
債務者　濱田　有果
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８９号
金沢市高尾台３丁目81番地　コーポ81・102号
債務者　藤川　千惠
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９０号
福井市花月５丁目１番37号　サンピア花月402
債務者　中野　弘基
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５３号
千葉県野田市次木47番地５　ＳｕｎｎｙＡｕｂｅ203
債務者　大野　和子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７２号
千葉県松戸市上矢切1461番地の９　ジャコバンスクエア１号
債務者　福島　寿基
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５３９号
千葉県松戸市栄町３丁目148番地の14
債務者　桜井　　孝
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６３号
佐賀県唐津市和多田西山12番59号　峰アパート３号
債務者　秋永　政子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第４８１号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本444番地の１　大川アパート２Ｆ
債務者　齋藤　敏博
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９８号
神奈川県厚木市猿ヶ島206番地、前住所神奈川県厚木市みはる野１丁目45番15号
債務者　小部　美栄
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６５５号
神戸市須磨区高倉台１丁目７番24号ビラ高倉103号
債務者　畑中　康治
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９１号
千葉県佐倉市西志津２丁目14番６号
債務者　川端　啓之
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６４号
千葉県富津市富津2409番地22　富津荘
債務者　西隅　一彦
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９２号
千葉県袖ケ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅11棟106号
債務者　伊藤　一成
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４２９号
神奈川県秦野市渋沢上２丁目９番８号
債務者　諸星奈津子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７６号
松江市福原町689番地２
債務者　松本　義光
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４２号
青森県下北郡大間町大字大間字根田内８番地271、申立時の住所青森県下北郡大間町大字大間字大間平28番地40　ひまわりアパート１号室
債務者　佐々木玲子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係